

障害福祉サービスと日中一時支援サービスを併用して 提供している事業所の皆様へ

現在、障害福祉サービス（障害児通所支援や生活介護等）の利用時間の前後に日中一時支援を利用されているケースが多くなってきています。

日中一時支援事業は、障害児者を介護している方が、仕事や病気、急用等で介護困難な場合に事業所で一時的に預かるサービスです。日常的に障害福祉サービスと日中一時支援を連続して利用されることで、それぞれのサービスに料金がかかり、利用者の自己負担が大きくなっていることや公費の負担が増大してきています。

つきましては、日中一時支援は障害福祉サービスを利用しない日や延長支援加算で対応できない時間の預かりサービスとして利用していただき、障害福祉サービスと連続して利用する場合については、なるべく延長支援加算で対応していただきますようお願いいたします。

【延長支援加算を算定できる要件等について】

- ◆運営規定に定められている営業時間（送迎に要する時間は含まない）が8時間以上の事業所。
- ◆延長した支援が必要なやむを得ない理由がある利用者に、営業時間の前後の時間で支援を行った場合に算定できます。
- ◆あらかじめ県への届け出が必要です。
- ◆延長支援を行う際は、指定通所基準の指定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1名以上配置する必要があります。
- ◆障害児支援利用計画（個別支援計画）に、延長支援が必要な理由の記載が必要です。保護者就労等のやむを得ない理由を記載してください。「保護者の希望により」では不十分となります。